分に限る。）、城南一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、つつじが丘（次の図面に示す部分に限る。）、長坂一丁目から三丁目まで、長坂町未、長坂町ル、長坂町ヲ（次の図面に示す部分に限る。）、西大桑町、野田一丁目から四丁目まで、野田町（次の図面に示す部分に限る。）、野田町ソ、野田町タ、野田町チ、野田町ツ、野田町ナ、野田町中平ム（次の図面に示す部分に限る。）、野田町西（次の図面に示す部分に限る。）、野田町野田町東（次の図面に示す部分に限る。）、野田町野田町山（次の図面に示す部分に限る。）、野田町野田町丙、野田町野田町レ、野田町野田町ム、野田町ワ、野田町ヨ、野花里町、平和町一丁目から三丁目まで、法島町（次の図面に示す部分に限る。）、三口新町、三口新町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目、緑が丘、若草町並びに涌波二丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八十四　陸上自衛隊鯖江駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
福井県鯖江市	福井県鯖江市	福井県福井市	吉江町五字深田三
		福井県鯖江市	入町、杉本町（次の図面に示す部分に限る。）、つつじケ丘町（次の図面に示す部分に限る。）、西番町（次の図面に示す部分に限る。）、丸山町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三尾野出作町（次の図面に示す部分に限る。）及び米岡町（次の図面に示す部分に限る。）
	入町、西番町及び吉江町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	福井県福井市	上江尻町、三十八社町、清水山町、下江尻町、中野一丁目、花守町及び三尾野町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		福井県鯖江市	入町、杉本町（次の図面に示す部分に限る。）、つつじケ丘町（次の図面に示す部分に限る。）、西番町（次の図面に示す部分に限る。）、丸山町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三尾野出作町（次の図面に示す部分に限る。）及び米岡町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八十五　陸上自衛隊北富士駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
山梨県南都留郡忍野村	山梨県南都留郡忍野村	山梨県南都留郡忍野村	忍草三千九十三番地
			忍草（次の図面に示す部分に限る。）
		山梨県南都留郡	忍草（次の図面に示す部分に限る。）
		山梨県南都留郡山中湖村	山中（次の図面に示す部分に限る。）

八十六　陸上自衛隊松本駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
長野県松本市	長野県松本市	高宮西一番一号
		石芝二丁目及び高宮西（次の図面に示す部分に限る。）
		井川城三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、石芝一丁目から四丁目まで、市場（次の図面に示す部分に限る。）、大字笹賀（次の図面に示す部分に限る。）、鎌田一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、笹部一丁目から四丁目まで、征矢野一丁目及び二丁目、高宮中、高宮西、高宮東、高宮南、野溝西一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、野溝東一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、野溝木工一丁目及び二丁目、南松本二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、芳野一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、宮田、大字島立（次の図面に示す部分に限る。）、双葉、南原一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに両島（次の図面に示す部分に限る。）